

国立大学法人大分大学管理職員特別勤務手当支給細則

平成16年4月1日制定

平成16年細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第24条第4項の規定により、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 給与規程第24条第1項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号。以下「勤務時間等規程」という。）第9条に規定する休日に処理することを要することが明白な、臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいい、「その他の業務の運営の必要」による勤務には、勤務時間等規程第9条に規定する休日において業務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する管理又は監督の地位にある職員が、当該休日の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。

2 給与規程第24条第2項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、勤務時間等規程第9条に規定する休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

3 出張中の職員に対しては、旅行目的地において臨時の又は緊急性を有するその他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合で、その勤務に従事した時間が明確に証明できるもの限り支給する。ただし、給与規程第23条に規定する宿日直勤務は含まれない。

4 休日以外の日から休日に引き続く勤務のうち、休日における勤務が1時間程度に満たないものは、手当の支給要件には該当しない。

5 第1項に規定する勤務は、休日に始まる勤務（その前日である休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、連続する勤務（2以上の休日にまたがる勤務及び休憩に要した時間（3時間未満）をはさんで引き続く勤務を含む。）の始まり（当該前日から休日に引き続く勤務にあっては、当該休日の午前零時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の休日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該休日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

6 第2項に規定する勤務は、休日以外の午前零時から午前5時までの間に始まる勤務（その前日である休日以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、連続する勤務の始まり（当該前日から休日以外の日の引き続く勤務にあっては、当該休日以外の日の午前零時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の休日以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該休日以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第3条 給与規程第24条第3項第1号の別に定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。この場合において、「6時間」は、休日における実働時間によるものとする。

2 給与規程第24条第3項第1号イの別に定める額は、国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（平成16年細則第3号。以下「管理職手当支給細則」という。）別表第1に掲げる区分に応じ、勤務1回につき次の各号に定める額とする。ただし、指定職本給表の適用職員は、18,000円とする。

- | | | |
|-----|----------|---------|
| (1) | I種適用職員 | 12,000円 |
| (2) | II種適用職員 | 10,000円 |
| (3) | III種適用職員 | 8,500円 |
| (4) | IV種適用職員 | 7,000円 |
| (5) | V種適用職員 | 6,000円 |

第4条 給与規程第24条第3項第2号の別に定める額は、管理職手当支給細則別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に定める額とする。

- (1) I種適用職員 6,000円
- (2) II種適用職員 5,000円
- (3) III種適用職員 4,300円
- (4) IV種適用職員 3,500円
- (5) V種適用職員 3,000円

2 給与規程第24条第1項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(勤務実績簿等)

第5条 学長(その委任を受けた者を含む。)は、別に定める管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(雑則)

第6条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年細則第3号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年細則第10号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年細則第11号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年細則第10号)

(施行期日)

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、職員の管理職員特別勤務手当の額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以降、第3条第2項及び第4条第1項の規定により当該職員の受ける手当の額に、100分の70を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、50円未満を切り捨て、50円以上100円未満を100円に切上げた額)とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 大学教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。)及びリサーチ・アドミニストレーター

(2) 前号に該当する職を除く労働契約の期間を定めて採用される者

(3) 国立大学法人大分大学職員就業規則(平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。)第12条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第12条の2第1項に規定する異動期間(就業規則第12条の4第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)が延長している就業規則第12条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 就業規則第22条の規定により定年が延長している職員(就業規則第21条第2項に規定する定年退職日において、国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程(令和5年規程第21号)附則第2項の規定が適用されていた職員を除く。)